

定款変更の手順について（認可申請）

1 定款変更の申請時期

社会福祉法及び定款に定める手続が終了次第速やかに

2 定款変更申請の提出先及び留意事項

- (1) 那覇市役所3階こども政策課へ正本及び副本必要部数紙文書として提出ください。
- (2) 提出に際しては、予め電話にてご連絡ください

3 定款変更に必要な申請書及び添付書類等

- (1) 申請鑑文及び申請書は別添のとおり
- (2) 提出書類一覧表及び提出部数（正本・副本）は別添のとおり
※必ず、次ページ「チェックリストのチェック欄」にて事前確認の後に提出ください。

4 認可通知までの流れ

- ①理事会招集（理事会の1週間前までに各役員に通知）
 - ②理事会にて定款変更に伴う評議員会招集の決議（日時及び場所、目的及び概要）
 - ③評議員会招集（評議員会の1週間前までに各評議員に通知）
 - ④評議員会にて定款変更を決議（定款に定める特別決議）
 - ⑤定款変更の認可申請（「法人」→「所轄庁」）
 - ⑥認可書を交付（「所轄庁」→「法人」）
- ※認可定款に受付印及所轄庁控えと割印を行い1部は法人に返却。

問合せ：那覇市役所こども政策課
電話：(098) 861-2110

提出書類一覧表及び提出部数

(表中の右端「チェック欄」にて全てが整っていることを確認の上、提出してください。)

2018/03/12 作成

項目	No	書類及び部数	確認事項	チェック欄
申請書	1	申請書かがみ文 様式第 1 (正本分：1 部)	①かがみ文に理事長の押印はあるか ②必要な添付はあるか	① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/>
	2	定款変更認可申請書 様式第 3 (正本分：1 部)	①主たる事務所の所在地は正しいか ※法人登記のとおり ②申請者、名称は正しいか ※法人登記のとおり ③理事長の押印はあるか ④変更前・変更後の内容に間違いはないか ※変更箇所のみ記載	① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/>
添付書類	1	理事会議事録 (正副本分：写し計 2 部)	①議事録に必要事項はすべて記載されているか 1.開催日時及び場所 2.当該場所に在しない理事、監事 3.議事の経過の要領及び結果 4.決議事項に特別の利害関係を有する理事があるとき、その氏名 5.出席したものの氏名 6.議長が存するときは、議長の氏名 ②定款変更の 内容が明記 されていることが確認できるか。簡素化されていないか ③定款変更に伴う 評議員会召集の決議が確認 できるか ④定款変更及び 評議員会召集の決議内容が確認 できるか、具体的には「全理事賛成」「6人中4人の理事が賛成」などの内容の有無 ⑤ 議事録署名人は、定款に従っているか	① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/>

			⑥理事長名で 原本証明 があるか	⑥ <input type="checkbox"/>
2	評議員会議事録 (正・副本分：写し計2部)		<p>①議事録に必要な事項はすべて記載されているか</p> <p>1.開催日時及び場所</p> <p>2.当該場所に在しない評議員、理事、監事</p> <p>3.議事の経過の要領及び結果</p> <p>4.決議事項に特別の利害関係を有する評議員があるとき、その氏名</p> <p>5.出席した評議員、理事、監事</p> <p>6.議長が存するときは、議長の氏名</p> <p>7.議事録の作成に係る職務を行った者の氏名</p> <p>②議事録にて、定款変更の内容が明記されていることが確認できるか。簡素化されていないか</p> <p>③定款変更の決議内容が確認できるか、具体的には「前評議員賛成」「6人中4人の理事が賛成」などの内容の有無</p> <p>④議事録署名人は、定款に従っているか</p> <p>⑤理事長名で原本証明があるか</p>	<p>① <input type="checkbox"/></p> <p>② <input type="checkbox"/></p> <p>③ <input type="checkbox"/></p> <p>④ <input type="checkbox"/></p> <p>⑤ <input type="checkbox"/></p>
4	変更前定款 (正・副本分：写し2部)		<p>①変更前定款に間違いはないか</p> <p>②複数ページにまたがる場合は理事長名でページ間に割り印はあるか</p> <p>③理事長名で原本証明があるか</p>	<p>① <input type="checkbox"/></p> <p>② <input type="checkbox"/></p> <p>③ <input type="checkbox"/></p>

5	変更後定款 (正・副本分：写し2部)	①変更後定款に間違いはないか ②複数ページにまたがる場合は理事長名でページ間に割り印はあるか ③目的追加の場合、法令の文言であるか ④基本財産の変更の場合、登記事項証明のとおり表記になっているか ⑤附則の施行日（認可の場合、一旦食う空白とし認可日を記入。届出の場合、法人評議員会議決の日） ⑥理事長名で原本証明があるか	① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/> ⑥ <input type="checkbox"/>
6	法人登記事項全部証明 (正本分：証明書1部)	①定款変更申請日から3ヶ月以内発行された証明書であるか ②上記、証明書は正本へ。	① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/>
7	不動産登記事項全部証明 (正本分：証明書1部) ※不動産に関する定款内容の変更の場合に必要です。	①定款変更申請日から3ヶ月以内発行された証明書であるか ②上記、証明書は正本へ	① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/>
8	役員等名簿 (正本分：写し1部)	①法45条の34第1項第2号で定める役員名簿にて「理事会構成員」「評議員会構成員」が確認できるか ②上記、理事長名での原本証明があるか	① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/>
9	その他 ※新たに事業を行う場合 ・当該事業に供する財産の価格を記載した書類、権利の所在を明らかにする書類 ・事業計画書、収支予算書 ・その他	※個別での対応となりますので、予め事前調整の相談をお願いします	